

こおりやまし

家族経営協定通信

令和3年3月発行 第14号
編集/発行 郡山市農業委員会

農業経営改善セミナーを開催しました

令和3年2月3日（水）郡山市役所特別会議室において、農業後継者の育成や女性農業者の農業経営及び社会参画の促進を目的にセミナーを開催しました。

第一部では、「スマート農業による高機能性米づくりへの挑戦」と題して、新潟県長岡市で農業法人をされている有限会社エコ・ライス新潟 代表取締役 豊永 有 氏に御講演いただきました。スマート農業の実践例として、ドローンの圃場空撮による生育分析や無人ロボットによる除草など省力化の取り組みを御紹介いただきました。また、生産する無農薬、減農薬米や酒米、非常用で長期保存可能なアレルギー対応災害食に取り組むきっかけとなった出来事や生産にかける思いをお話しいただきました。

第二部では、「農業経営の法人化について」と題して、福島県農業経営相談所（一般社団法人福島県農業会議担い手・経営対策部長）鈴木 正洋 氏に御講演いただき、農業経営のサポート体制やこれまでの相談例などを具体的に御紹介いただきました。

市内の農家の方々を中心に集まった約 70名の参加者は真剣な様子で耳を傾けていました。



有限会社エコ・ライス新潟
代表取締役 豊永 有 氏



福島県農業経営相談所 鈴木 正洋 氏

【福島県農業経営相談所で支援を行う専門家】

税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、
司法書士、行政書士、デザイナー、農業法人経営者

『経営移譲』について考えてみませんか？

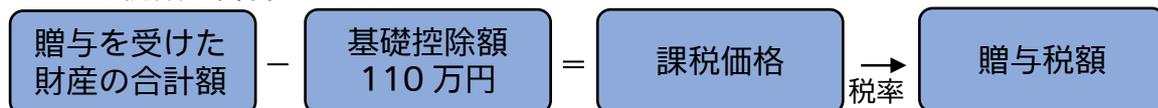
農業経営に必要な農業資産の分割を防止するためには、経営権や資産について、計画的に移譲していくことが重要です。農業における経営資産は多岐にわたります。資産を贈与により委譲する場合の税制を一部紹介します。

暦年課税制度

暦年による（基本）

→ 年間110万円控除

年間に贈与を受けた財産の合計価額から、基礎控除額 110 万円を控除した残額に、税率をかけて税額を計算します。



※税率は課税価格によって変わります。

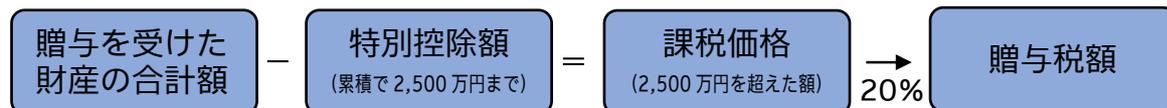
相続時精算課税制度

相続時精算課税を活用

→ 1人2500万円まで

※暦年に戻れない

贈与者が亡くなったときに、その贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算します。

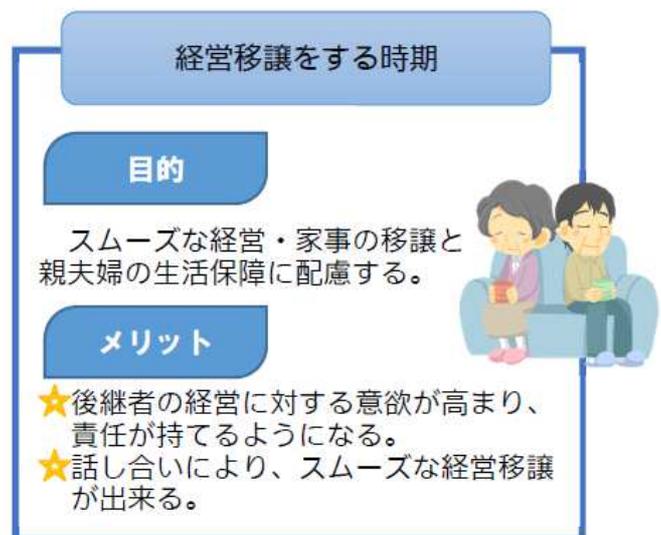


「相続時精算課税制度」を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更して110万円の基礎控除を受けることができません。慎重に選択しましょう。

家族経営協定の見直しは必要ありませんか？

家族経営協定は締結して終わりではありません。現状と合わない部分は見直して、必要があれば家族経営協定の『再締結』を行います。

御家族で新たに就農される方、経営を委譲して経営主が変更になる方や、家庭環境の変化で介護や育児が必要になるなど、皆さんを取り巻く環境が変化した時が『再締結』のタイミングです。



郡山市農業委員会事務局（朝日一丁目 23-7 市役所西庁舎 5 階 TEL 924-2481）